

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあっては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和8年1月29日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	丸の内オアゾ
2 店舗所在地	千代田区丸の内一丁目6番4号ほか
3 設置者名	三菱地所株式会社ほか2名
4 設置者住所	千代田区大手町一丁目1番1号ほか
5 変更を行った設置者名	三菱地所株式会社 ほか2名
6 変更前の設置者の代表者名	吉田 淳一（三菱地所株式会社） ほか
7 変更後の設置者の代表者名	中島 篤（三菱地所株式会社） ほか
8 変更前的小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマート ほか12名
9 変更後的小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマート ほか13名
10 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマート ほか2名
11 変更前的小売業者の代表者名	澤田 貴司（株式会社ファミリーマート） ほか
12 変更後的小売業者の代表者名	細見 研介（株式会社ファミリーマート） ほか
13 変更日	令和7年5月1日ほか
14 届出日	令和7年12月15日
15 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
16 縦覧期間	令和8年1月29日から令和8年5月29日まで。ただし、東京都の休日にに関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
17 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1 店舗名	東京イースト21
2 店舗所在地	江東区東陽六丁目3番1号、2号、3号
3 設置者名	鹿島東京開発株式会社

4 設置者住所	江東区東陽六丁目 3 番 2 号
5 変更前的小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社 ほか6名
6 変更後的小売業者の氏名又は名称	サミット株式会社 ほか7名
7 変更を行った小売業者の氏名又は名称	リフォームスタジオ株式会社
8 変更前的小売業者の代表者名	亀谷 満
9 変更後的小売業者の代表者名	細谷 哲平
10 変更日	令和7年12月1日ほか
11 届出日	令和8年1月21日
12 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）
13 縦覧期間	令和8年1月29日から令和8年5月29日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。
14 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1 店舗名	新宿パークタワー
2 店舗所在地	新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号
3 設置者名	東京ガス不動産株式会社
4 設置者住所	港区港南二丁目15番3号
5 変更前的小売業者の氏名又は名称	藤田観光工営株式会社 ほか6名
6 変更後的小売業者の氏名又は名称	藤田観光工営株式会社 ほか5名
7 変更日	令和7年8月29日
8 届出日	令和8年1月22日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）
10 縦覧期間	令和8年1月29日から令和8年5月29日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。